

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 新旧対照条文

目次

一	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）【第一条関係】	1
二	地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）【第二条関係】	5
三	災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）【第三条関係】	37
四	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）【第四条関係】	43
五	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）【附則第二項関係】	47
六	地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）【附則第三項関係】	48

改 正 後	現 行
<p>（交付金の交付）</p> <p>第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が、地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五十二条第二項の規定により特別区が課する税、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲</p>	<p>（交付金の交付）</p> <p>第二百十条の十二 普通交付金は、地方自治法第二百八十一条第二項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十一条から第十三条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（以下「基準財政需要額」という。）が、地方税法第一条第二項において同法第七百三十六条第一項の規定による読替えをして準用する同法第五十二条第二項の規定により特別区が課する税、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により特別区に交付するものとされる利子割に係る交付金（以下この項において「利子割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の四十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項において「配当割交付金」という。）、同法第七百三十四条第三項において読替えをして準用する同法第七十一条の六十七第一項の規定により特別区に交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項において「株式等譲</p>

渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。）、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第百四十三条第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の額

につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地

渡所得割交付金」という。）、同法第七十二条の百十五第一項及び第二項の規定により特別区に交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項において「地方消費税交付金」という。）、同法第百三条の規定により特別区に交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）並びに同法第百四十三条第一項の規定により特別区に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下この項において「自動車取得税交付金」という。）の収入額並びに地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）及び航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の規定により特別区に譲与するものとされる地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号

）附則第十六条第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策特別交付金の額につき、特別区が課する税にあつては地方交付税法第十四条第二項に規定する基準税率に係る率を百分の八十五とし、利子割交付金にあつては同条第一項の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、配当割交付金にあつては同項の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、株式等譲渡所得割交付金にあつては同項の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、地方消費税交付金にあつては同項の地

方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び同条第三項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 (略)

3 各年度において、普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した各特別区に対して交付すべき普通交付金の合算額に満たない場合には、当該不足額は、当該年度の特別交付金の

方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同項のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車取得税交付金にあつては同項の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同条第一項及び第三項並びに同法附則第七条に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（以下「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この項において「財源不足額」という。）とする。ただし、各特別区について算定した財源不足額の合算額（以下「財源不足額合算額」という。）が普通交付金の総額を超える場合には、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{当該特別区の財源不足額} - \text{当該特別区の基準財政需要額}}{\text{財源不足額合算額} - \text{普通交付金の総額}} \times \text{基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額}$$

3 算定の吟舞盤

3 各年度において、普通交付金の総額が前項ただし書の規定により算定した各特別区に対して交付すべき普通交付金の合算額に満たない場合には、当該不足額は、当該年度の特別交付金の

総額を減額してこれに充てるものとする。

4 (略)

附 則

第七条の四 当分の間、普通交付金の交付に係る 第二百十条の十
二第一項の規定の適用については、同項中「額に」とあるのは「
額並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十六条
第一項の規定により特別区に交付するものとされる交通安全対策
特別交付金の額に」と、「利子割交付金にあつては同条第一項」
とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五
の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第
一項」と、「ゴルフ場利用税交付金にあつては同項」とあるのは
「同法附則第七条の三第二項に規定する百分の二十五の率を百分
の十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同法第十四条第一
項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第三項並びに同法附則
第六条の三、第七条の二第二項及び第七条の三第二項」とする。

総額を減額してこれに充てるものとする。

4 特別交付金は、普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等の
ため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその
他特別の事情があると認められる特別区に対し、当該事情を考慮
して交付する。

附 則

第七条の四 平成二十六年以後の各年度における第二百十条の十
二第一項の規定の適用については、当分の間、同項中
「利子割交付金にあつては同条第一項」
とあるのは「同法附則第七条の二第二項に規定する百分の二十五
の率を百分の十五とし、利子割交付金にあつては同法第十四条第
一項」と、「ゴルフ場利用税交付金にあつては同項」とあるのは
「同法附則第七条の三第二項に規定する百分の二十五の率を百分
の十五とし、ゴルフ場利用税交付金にあつては同法第十四条第一
項」と、「附則第七条」とあるのは「附則第七条、
第七条の二第二項及び第七条の三第二項」とする。

改 正 後	現 行
<p>（標準的な規模の収入の額）</p> <p>第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>一 都 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及びロ次号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十分の百に相当する額並びに特定収入見込額</p> <p>の合算額</p> <p>ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百</p>	<p>（標準的な規模の収入の額）</p> <p>第十三条 法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる地方公共団体の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。</p> <p>一 都 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を</p> <p>控除した額の七十分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額</p> <p>ロ 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百</p>

三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課する税（以下において「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合

を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額

二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から特定収入見込額

を控除した額の七十五分の百に相当する額及び特定収入見込額

の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与

三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課する税（以下「調整税」という。）並びに同法第七百三

十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合（以下「配分率」という。）を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額並びに特別区の存する区域を市町村とみなして同条の規定により算定した国有資産等所在市町村交付金の収入見込額の七十五分の百に相当する額の合算額

二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税

税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額

の合算額

四 市町村（指定都市を除く。） 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び地方揮発油譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額

の合算額

五 特別区 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十條の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これらの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び地方揮発油譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額

の合算額

及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を

控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

四 市町村（指定都市を除く。） 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を

控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

五 特別区 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第二百十條の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これらの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を

控除した額の八十五分の百に相当する額並びに当該自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額

算額

(地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例)

第二十九条 地方公共団体の組合についての法第五条の三の規定の適用については、同条第三項に規定する協議不要対象団体(この項の規定により同条第三項に規定する協議不要対象団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)のみが加入する地方公共団体の組合を同項に規定する協議不要対象団体とみなす。

2 (略)

附則

算額

(地方公共団体の組合における起債の協議等についての特例)

第二十九条 地方公共団体の組合についての法第五条の三の規定の適用については、同条第三項に規定する協議不要対象団体(この項の規定により同条第三項に規定する協議不要対象団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)のみが加入する地方公共団体の組合を同項に規定する協議不要対象団体とみなす。この場合において、同条第七項中「届出をした地方公共団体」とあるのは「届出をした地方公共団体の組合に加入する地方公共団体」と、「当該地方公共団体」とあるのは「当該地方公共団体の組合」とする。

2 地方公共団体の組合についての法第五条の四の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する地方公共団体(この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体と、同条第一項第二号に規定する地方公共団体(この項の規定により同号に規定する地方公共団体とみなされる地方公共団体の組合を含む。)が加入する地方公共団体の組合を同号に規定する地方公共団体とみなす。

附則

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第九条 平成二十五年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2 | 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債(次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。)の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収

(臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例)

第九条 平成二十四年度及び平成二十五年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

2 | 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条第一号イ及び第二号から第五号までの規定中「相当する額並びに」とあるのは「相当する額、」と、「の合算額」とあるのは「並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債の額の合算額」とする。

入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3 平成二十九年年度から平成三十一年度までの各年度における第十条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

(平成二十五年年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 平成二十五年年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する
------	------	---

(平成二十四年度及び平成二十五年年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十条 平成二十四年度及び平成二十五年年度における第十三条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	第十四条	附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する
----------	------	---

第三号	第二号	第一号ロ			
同法第十四条	同法第十四条	同条	第十四条	地方交付税法 料譲与税 及び航空機燃 料譲与税	同条
第十四条	第十四条	第十四条	第十四条	第十四条	第十四条
読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条

	第十三条第二号 から第四号まで	第十三条第一号ロ			
同条	同法第十四条	同条	第十四条	地方交付税法 第十四条	同条
第十四条	第十四条	第十四条	第十四条	第十四条	第十四条
読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条

	第四号		第五号
同条	及び石油ガス 譲与税	同法第十四条	同条
読替後の地方交付税法第 十四条	、石油ガス譲与税及び交通 安全対策特別交付金	読替後の地方交付税法第 十四条	、地方揮発油譲与税及び交 通安全対策特別交付金
地方交付税法等の一部を改 正する法律の施行に伴う関 係政令の整備に関する政令 (平成二十六年政令第百三 十三号。以下この号におい て「平成二十六年整備政令 」という。) 附則第三項の 規定による改正前の地方特 例交付金等の地方財政の特 別措置に関する法律施行令 (平成十一年政令第九十五 号) 第二条の規定により読	地方自治法施 行令(昭和二 十二年政令第 十六号)		
			第十三条第五号
			地方自治法施 行令(昭和二 十二年政令第 十六号)
			地方交付税法等の一部を改 正する法律の施行に伴う関 係政令の整備に関する政令 (平成二十六年政令第百三 十三号) 附則第三項の規定 による改正前の地方特例交 付金等の地方財政の特別措 置に関する法律施行令(平 成十一年政令第九十五号) 第二条の規定により読み替 えられた地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六

第二項	基準財政収入額	<p>み替えられた平成二十六年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第百十九号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令</p> <p>地方自治法施行令第二百十条の十二第二項</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法</p>
-----	---------	---

基準財政収入額	基準財政収入額	<p>号）附則第七条の四第二項の規定により読み替えられた同令</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算</p>
---------	---------	--

		により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
油譲与税	及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

（平成二十六年度から平成二十八年度までにおける標準的な規模の収入の額の特例）

第十一条 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定によ
------	------	---

		定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）
--	--	---

（平成二十六年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十一条 平成二十六年度以後の各年度における第十三条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定によ
----------	------	---

第四号		第三号	第二号	第一号ロ						
同法第十四条	譲与税 及び石油ガス	同条	同法第十四条	同法第十四条	同条	第十四条	地方交付税法 第十四条	料譲与税 及び航空機燃 料	同条	
読替後の地方交付税法第	安全対策特別交付金 、石油ガス譲与税及び交通	十四条 読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	十四条 読替後の地方交付税法第 十四条	十四条 読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	、航空機燃料譲与税及び交 通安全対策特別交付金	十四条 読替後の地方交付税法第 十四条	り読み替えられた地方交付 税法第十四条（以下この条 において「読替後の地方 交付税法第十四条」という 。）

			第十三条第二号 から第十四号まで	第十三条第一号 ロ						
		同条	同法第十四条	同条	第十四条	地方交付税法 第十四条		同条		
		十四条 読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条	十四条 読替後の地方交付税法第 十四条	十四条 読替後の地方交付税法第 十四条	読替後の地方交付税法第 十四条		十四条 読替後の地方交付税法第 十四条	り読み替えられた地方交付 税法第十四条（以下この条 において「読替後の地方 交付税法第十四条」という 。）	

	第五号	<p>同条</p> <p>及び地方揮発油譲与税</p> <p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）</p>	<p>第十四条</p> <p>読替え後の地方交付税法第十四条</p> <p>、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金</p> <p>地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第九号。以下この号において「平成二十九年整備政令」という。）附則第二項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定</p>
第十三条第五号	<p>地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）</p>	<p>地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令</p>	

の額の特例)

(平成二十九年及び平成三十年における標準的な規模の収入

	<p>第二項</p> <p>基準財政収入額</p>	<p>により読み替えられた平成二十九年整備政令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令</p> <p>地方自治法施行令第二百十條の十二第二項</p> <p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p> <p>、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>
--	---------------------------	--

	<p>基準財政収入額</p>	<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合にあっては当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合にあっては当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
--	----------------	--

第十二条 平成二十九年及び平成三十年における第十三条の規

定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>
から同条	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金</p>

（新設）

(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)及び道府県民税所得割臨時交付金(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)の交付見込額(以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。)を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条

第三号				第二号				第一号ロ				
同条	同法第十四条	合算額	から	同法第十四条	同条	和二十五年法律第二百二十六号)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	第十四条	地方交付税法	合算額	料譲与税	及び航空機燃料譲与税
第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	に特定交付見込額を加算した額から	第十四条	第十四条		地方税法	第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	通安全対策特別交付金	、航空機燃料譲与税及び交通

		額
及び地方揮発油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）

（平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十三条 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の
------	------	--

（新設）

<p>特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八号第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>	<p>から同条</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次</p>

		第二号				第一号ロ			
合算額	から	同法第十四条	同条	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	地方交付税法第十四条	合算額	及び航空機燃料譲与税		
を控除した額	に特定交付見込額を加算した額から	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条		地方税法第十四条	を控除した額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	読替後の地方交付税法第十四条	号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替後の地方交付税法第十四条
合算額から特定交付見込額を控除した額						合算額から特定交付見込額を控除した額			

第三号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
同条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
及び石油ガス譲与税	同法第十四条	石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金
同法第十四条	同法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
同条	同条	読替後の地方交付税法第十四条
及び地方揮発油譲与税	同法第十四条	地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令

第二項	地方自治法施行令第二百十 条の十二第二項
基準財政収入 額	基準財政収入額（地方交付 税法附則第七条の二第二項 及び第七条の三第二項に規 定する算定方法におおむね 準ずる算定方法により加算 した額がある場合には当該 額に相当する額を控除した 額とし、当該算定方法によ り控除した額がある場合に は当該額に相当する額を加 算した額とする。）
及び地方揮発 油譲与税	、地方揮発油譲与税及び交 通安全対策特別交付金

（平成三十二年における標準的な規模の収入の額の特例）

第十四条 平成三十二年における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条
------	------	--------------

（新設）

	から同条
<p>の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八号第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所</p>

	合算額	た額から 合算額から特定交付見込額 を控除した額
第三号	同法第十四条	読替後の地方交付税法第 十四条
同条	同条	読替後の地方交付税法第 十四条
及び石油ガス 譲与税	同法第十四条	石油ガス譲与税、交通安 全対策特別交付金及び分離 課税所得割交付金
同条	同条	読替後の地方交付税法第 十四条
及び地方揮発 油譲与税	同条	地方揮発油譲与税及び交 通安全対策特別交付金
地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	地方特例交付金等の地方財 政の特別措置に関する法律 施行令（平成十一年政令第 九十五号）第二条の規定に より読み替えられた地方自 治法施行令（昭和二十二年

油譲与税	及び地方揮発	基準財政収入額	第二項
通安全対策特別交付金	、地方揮発油譲与税及び交	額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）	政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令 地方自治法施行令第二百十 条の十二第二項
		基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）	

（平成三十三年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）
第十五条 平成三十三年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次

（新設）

の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
から同条	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p> <p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。</p>

	第三号			第四号			第五号		
合算額	同法第十四条	同条	及び石油ガス譲与税	同法第十四条	同条	及び地方揮発油譲与税	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）		
合算額から特定交付見込額を控除した額	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条		

いては、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成三十年及び平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十七条 平成三十年及び平成三十一年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成三十二年における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十八条 平成三十二年における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成三十三年における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十九条 平成三十三年における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」

いては、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（新設）

（新設）

（新設）

とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（平成三十四年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第二十条 平成三十四年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費）

第二十一条（略）

（平成三十年以後における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十三条 平成三十年以後の各年度における第二十二条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

（土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費）

第十四条（略）

改 正 後	現 行
<p>（政令で定める地方公共団体等）</p> <p>第四十三条 法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、<u>同項第一号</u>の徴収金の減免の額と<u>同項第二号</u>の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。）三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円を超えるものとする。</p> <p>一 （略）</p>	<p>（政令で定める地方公共団体等）</p> <p>第四十三条 法第百二条第一項の政令で定める地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体で、<u>法第百二条第一項第一号</u>の徴収金の減免の額と<u>同条同項第二号</u>の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用の額との合計額が、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては一千万円、指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口によるものとし、当該公示の人口調査期日以後において市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該市の人口は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十七条の規定により都道府県知事の公示した人口によるものとする。以下この項において同じ。）三十万人以上のものにあつては五百万円、人口三十万人未満十万人以上の市にあつては三百万円、人口十万人未満五万人以上の市にあつては百五十万円、その他の市及び町村にあつては八十万円を超えるものとする。</p> <p>一 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した災害に</p>

二 (略)

2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度（災害の発生した日の属する会計年度をいう。）の普通交付税の額（同項ただし書の規定により総務大

つき、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第七条の規定により決定された事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国が負担する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条の規定により国が補助する事業費で激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るものの合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額に相当する額を超える地方公共団体

二 その年の一月一日から十二月三十一日までに発生した激甚災害につき、災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第四条第一項又は第二項に規定する救助が行われた市町村であつて、当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものが当該市町村の標準税収入額の百分の一に相当する額を超えるもの

2 前項の標準税収入額は、道府県にあつては、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第三項本文の規定により総務大臣が決定した当該年度（災害の発生した日の属する会計年度をいう。）の普通交付税の額（同項ただし書の規定により総務大

臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。）の算定に用いられた基準財政収入額（

同

法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税

に係る額を控除

した額とする。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額とし、市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基準財政収入額（

同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税

に係

る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区にあつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3
(略)

臣が当該額を変更した場合には、当該変更後の額とする。）の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び

第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同

法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除

した額とする。）の七十五分の百に相当する額並びに当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税に係る額の合算額とし、市町村にあつては、当該普通交付税の額の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第二

項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から当該基準財政収入額の算定基礎となつた事業所税、軽油引取税交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金に係る額を控除した額とする。）の七十五分の百に相当する額並びに

当該基準財政収入額の算定基礎となつた地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税に係る額の合算額とし、都及び特別区にあつては、これらに準ずるものとして総務省令で定める額とする。

3 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合における法第百

二条第一項の政令で定める地方公共団体は、第一項の規定にかかわらず、当該災害によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、

3	2	1	6	5	4
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		附 則			

又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する地方公共団体とする。

4 第一項及び前項の地方公共団体は、総務大臣が告示する。

5 法第百二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第四号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。

6 法第百二条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、当該地方債を発行した年度以降四年以内の半年賦（うち一年以内の据置期間を含む。）によるものとする。

附 則

1 この政令は、法施行の日（昭和三十七年七月十日）から施行する。

2 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間における第三条第一項の規定の適用については、同項中「二十六人」とあるのは、「二十七人」とする。

3 復興庁が廃止されるまでの間における第三条第一項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第一項中「二十六人」とあるのは、「二十八人」とする。

4 (略)

5| 当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条

第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた
基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収
入額」とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法
附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がない
ものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準
財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所
得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則
第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分
離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同
じ。）に係る額を加算した額」と、「石油ガス譲与税及び航空機
燃料譲与税」とあるのは「石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及

4 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての第四

十三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号のい
れかに該当する地方公共団体で」とあるのは「平成二十三年東北
地方太平洋沖地震による災害により被害を受けた地方公共団体で
その区域の全部又は一部が当該災害に際し災害救助法（昭和二十
二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域内にあるもの
うち」と、同条第四項中「第一項及び前項」とあるのは「附則第
四項の規定により読み替えて適用される第一項」と、同条第六項
中「四年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「二年」
とし、同条第三項の規定は、適用しない。

（新設）

「交通安全対策特別交付金」と、「とし、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（）」とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における」と、「自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」とあるのは「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは「自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。

6 | 平成二十九年及び平成三十年度における第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る前項の規定により読み替えられた同条第二項の規定の適用については、同項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）」及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）」と、「なつた分離課税所得割交付金」とあるのは「なつた分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金」と、「及び分離課税所得割交付金」とあるのは「分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金」とする。

（新設）

改正後	現行
<p>附則</p> <p>（平成二十九年 度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 平成二十九年 度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七 条第一号及び第八 条第一号の規定の適用については、第七 条第一号ハ中「 第二十二 条」とあるのは「 附則第十六 条の規定により読み替えられた同令第二十二 条」と、第八 条第一号イ(1)中「 第十三 条第一号イ」とあるのは「 附則第十一 条の規定により読み替えられた同令第十三 条第一号ロ」とする。</p> <p>（平成三十 年度及び平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 平成三十 年度及び平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七 条第一号及び第八 条第一号の</p>	<p>附則</p> <p>（平成二十八 年度及び平成二十九年 度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 平成二十八 年度及び平成二十九 年度における 第七 条第一号及び第八 条第一号の規定の適用については、第七 条第一号ハ中「地方財政法施行令附則第十二 条」とあるのは「地方財政法施行令附則第十二 条」と、第八 条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三 条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令第十三 条第一号ロ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一 条の規定により読み替えられた同令第十三 条第一号ロ」とする。</p> <p>（新設）</p>

規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第六条 平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成三十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第七条 平成三十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準

（新設）

（新設）

の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十四年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第八条 平成三十四年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「

第二十二条」とあるのは「附則第二十条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「

附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十九年年度から平成三十一年度までにおける地方債を起こ

(平成三十年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第五条 平成三十年以後の各年度における

第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「地方財政法施行令第二十二条」とあるのは「地方財政法施行令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「地方財政法施行令第十三条第一号イ」とあるのは「地方財政法施行令附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十八年度における地方債を起こ

すことができる場合の特例)

第九条 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

すことができる場合の特例)

第六条 平成二十八年度
における第十三条の規定の適用については、同条中「次に掲げる場合」とあるのは、「次に掲げる場合及び地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により地方公共団体が地方債をもってその歳出の財源とすることができる場合」とする。

○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）【附則第二項関係】（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、 当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同項及び同条第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。</p>	<p>（特別区財政調整交付金の特例）</p> <p>第二条 平成二十六年以後の各年度における地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令第二百十条の十二第一項の規定の適用については、 当分の間、同項中「の収入額」とあるのは「の収入額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この項において「特例交付金法」という。）第二条の規定により特別区に交付するものとされる地方特例交付金の額」と、「同法第十四条第一項」とあるのは「特例交付金法第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項」と、「同条第一項及び第三項並びに同法」とあるのは「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項、特例交付金法第八条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第三項並びに地方交付税法」とする。</p>

改 正 後	現 行
<p>（地方自治法施行令の一部改正）</p> <p>第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二百十条の十二第一項中「財政需要額（以下）を「財政需要額（次項及び第二百十条の十五において）」に改め、「第一条第二項において同法」を削り、「による読替えをして」を「により読み替えられた同法第一条第二項において」に改め、「により特別区が課する税」の下に「（以下この項において「特別区が課する税」という。）」を加え、「において読替えをして」を「において」に、「」並びに同法」を「）、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法」に改め、「自動車取得税交付金」という。）」の下に「並びに平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）」を加え、「同項及び</p>	<p>（地方自治法施行令の一部改正）</p> <p>第六条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第二百十条の十二第一項中「財政需要額（以下）を「財政需要額（次項及び第二百十条の十五において）」に改め、「第一条第二項において同法」を削り、「による読替えをして」を「により読み替えられた同法第一条第二項において」に改め、「により特別区が課する税」の下に「（以下この項において「特別区が課する税」という。）」を加え、「において読替えをして」を「において」に、「」並びに同法」を「）、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法」に改め、「自動車取得税交付金」という。）」の下に「並びに平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第百七十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項において「環境性能割交付金」という。）」を加え、「同条第一項</p>

「」を「環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び」に、「財政収入額（以下）」を「財政収入額（次項及び第二百十條の十五において）」に改め、同条第二項ただし書中「合算額（以下）」の下に「この章において」を加える。

及び第三項」を「環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、同項及び同条第三項」に、「財政収入額（以下）」を「財政収入額（次項及び第二百十條の十五において）」に改め、同条第二項ただし書中「合算額（以下）」の下に「この章において」を加える。